

議案第 18 号

大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の  
採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「6級以上」を「7級以上」に改め、「総括主幹及び技術監を除く。」を削り、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条の2関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	副主幹の職務
5級	主幹の職務
6級	総括主幹の職務
7級	副参事の職務
8級	参事の職務

(大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第9条関係)

任期付職員等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務に相当する職務
2級	主任の職務に相当する職務
3級	主査の職務に相当する職務
4級	副主幹の職務に相当する職務

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の大田原市一般職の職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第20条第2項(同条第3項、第2条の規定による改正後の大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第10号第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び大田原市一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第20条第4項から第6項まで(大田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第24条第1項から第3項まで、同条第5項若しくは第7項、又は公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第21号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは同条第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
  - ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
  - イ 新給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号イにおいて「特定幹部職員」という。) 107.5分の15
  - ウ 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
  - ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
  - イ 特定幹部職員 62.5分の10